

企画競争実施の公示

令和6年2月14日
観光庁観光資源課長 竹内 大一郎

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要
 - (1) 業務名 サステナブルな観光コンテンツの高度化モデル事業の事務局運営業務
 - (2) 業務内容 サステナブルな観光コンテンツを通じて、観光利用を自然・文化・歴史・産業等の地域資源の保全に還元するための好循環の仕組みづくりを行い、さらに総合的なサービス水準を向上させ、コンテンツの高度化を図る取組を支援する業務。
 - (3) 履行期限 令和7年3月21日（金）
2. 企画競争参加資格要件
 - (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
 - (3) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の競争参加資格を有する者であること。
 - (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
3. 手続等
 - (1) 担当課等 〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-2
観光庁 観光地域振興部 観光資源課
担当：塩見・山澤・小野・武藤 電話：03-5253-8924（直通）
電子メール：hqt-sustainable_soft@mlit.go.jp
 - (2) 企画競争説明書の交付期間、場所及び方法
令和6年2月14日（水）から令和6年3月22日（金）17時00分まで。
説明書の交付を希望する場合は、3.(1)の担当まで電子メールにて連絡を行うこと。
注：電子メールの件名の冒頭に、必ず「【企画競争説明書交付希望】」と付記してください。
原則電子メールでの交付とし、書面による直接交付は行いません。
 - (3) 企画提案書の提出方法、提出先及び提出期限
持参、郵送（書留郵便に限る。）に限る。提出先は(1)に同じ。令和6年3月25日（月）17時00分まで（郵送の場合であっても、提出期限までに業務担当課への到達が必須。）。
 - (4) 説明会実施の有無、日時及び場所等
無
 - (5) 企画提案に関するヒアリング実施の有無、日時及び場所
必要に応じてヒアリングを実施する。
4. その他
 - (1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
 - (2) 関連情報を入手するための照会窓口は3.(1)に同じ。
 - (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画競争参加者側の負担とする。
 - (4) 企画競争委員会に提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
 - (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った企画競争参加者に対して指名停止措置を行うことがある。
 - (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
 - (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計

法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

- (8) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ① 特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ② 企画競争参加者毎・評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9) その他の詳細は企画競争説明書による。
- (10) 本業務の契約手続は令和6年度予算の成立を条件とし、契約締結及び業務の実施は予算成立後に行うこととする。